

東予港西条地区産業用地

地盤改良整備事業

入札説明書

—目次—

| | | |
|----|---------------------------|----|
| 第1 | 入札説明書の位置付け | 1 |
| 第2 | 事業の概要 | 2 |
| 1 | 事業名 | 2 |
| 2 | 事業地の概要 | 2 |
| 3 | 整備の目的 | 4 |
| 4 | 事業方式 | 4 |
| 5 | 業務内容 | 4 |
| 6 | 事業期間 | 4 |
| 7 | 予定価格 | 4 |
| 8 | 関係法令等の遵守 | 4 |
| 9 | 地域経済の振興 | 4 |
| 第3 | 事業者の募集等に関する事項 | 5 |
| 1 | 事業者の募集及び選定の方法 | 5 |
| 2 | 本事業の設計及び工事に関する要求水準等 | 5 |
| 第4 | 参加要件 | 6 |
| 1 | 応募者の構成等 | 6 |
| 2 | 応募者の構成員に共通する参加要件 | 6 |
| 3 | 応募者を構成する法人の変更 | 9 |
| 4 | 一般競争入札参加要件確認基準日 | 9 |
| 5 | 参加要件の喪失 | 9 |
| 第5 | 事業者選定のスケジュール等 | 10 |
| 1 | 事業者選定のスケジュール | 10 |
| 2 | 入札説明書等の交付 | 10 |
| 3 | 入札参加要件の確認等 | 11 |
| 4 | 個別現場説明会の実施 | 12 |
| 5 | 入札の辞退 | 13 |
| 6 | 入札手続き | 13 |
| 第6 | 応募に際しての留意事項 | 17 |
| 1 | 費用負担 | 17 |
| 2 | 入札保証金 | 17 |
| 3 | 本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置 | 17 |
| 第7 | 審査及び選定に関する事項 | 18 |
| 1 | 審査及び選定に関する基本的な考え方 | 18 |
| 2 | 検討委員会の設置 | 18 |
| 3 | ヒアリング | 18 |
| 4 | 審査及び選定結果並びに公表方法 | 18 |
| 5 | 落札者の決定結果の公表方法 | 18 |
| 第8 | 本事業における契約の基本的な考え方 | 19 |
| 1 | 事業契約に関する基本的な考え方 | 19 |
| 2 | 契約保証金 | 19 |

| | | |
|----|--|----|
| 第9 | その他本事業の実施に関する事項 | 20 |
| 1 | 落札者に対する「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」及び「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」の適用 | 20 |
| 2 | 愛媛県の競争入札参加資格に関する問い合わせ先 | 20 |
| 3 | 応募者を構成する法人の名称の公表 | 20 |
| 4 | 本事業に係る情報の提供方法 | 20 |
| 5 | 本事業の入札に関する苦情の申立て | 20 |
| 6 | 本事業の事務局及び問い合わせ先 | 20 |

第 1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、愛媛県（以下「県」という。）が実施する東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業（以下「本事業」という。）への入札に参加する事業者（以下「事業者」という。）を募集し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により選定するために交付するものである。

なお、本入札説明書は、平成6年4月15日マラケシュにおいて作成された政府調達に関する協定、愛媛県会計規則（昭和39年愛媛県規則第9号）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）及び本入札に係る公告（令和7年2月21日付け愛媛県報第586号）において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書は、以下により構成される。

- 1 入札説明書
- 2 入札説明書別添資料
 - (1) 別添資料1 要求水準書
 - (2) 別添資料2 落札者決定基準
 - (3) 別添資料3 様式集
 - (4) 別添資料4 事業契約書（案）
 - (5) 別添資料5 参考資料

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものである（以下、入札説明書及び入札説明書別添資料並びにそれに係る質問回答書を総称して「入札説明書等」という。）。

本事業は、愛媛県における令和7年度当初予算の成立を条件として実施するため、本事業の開札は、令和7年度当初予算が愛媛県議会で成立した場合に限り行う。

なお、本事業が実施されない場合、事業者はそれまでに発生した一切の費用を愛媛県に請求することはできない。

第2 事業の概要

1 事業名

東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業

2 事業地の概要

(1) 事業地

東予港西条地区廃棄物処理・活用用地

西条市ひうち字西ひうち30番、31番及び32番

並びに30番、31番、32番及び33番の地先公有水面

(2) 事業地面積

314,000㎡(概算値)



(3) 埋立土砂量(計画ベース)

| 埋立土砂の種類 | 採取量 |
|---------|--|
| 浚渫土砂 | 東予港西条地区及び壬生川地区 4,120,000 m ³ うち、160,000 m ³ のうち3,200 m ³ は 管中混合固化処理工法でを使用した固化材 |
| 建設発生土 | 道路事業、河川事業、災害復旧事業（黒瀬ダム堆砂土砂を含む） 500,000 m ³ |
| 合計 | 4,620,000 m ³ |

(4) 公有水面埋立免許概要

| | |
|---------|--|
| 免許・竣工予定 | H9.7.18～R14.8.4 ※本事業を実施することで竣工を早める |
| 全体面積 | 455,019 m ² |
| 用途 | 木材・木製品製造業用地、流通施設用地、漁業施設用地、パルプ・紙・紙加工品製造業用地、非鉄金属製造業用地、港湾運送業用地、道路用地、緑地 |
| 処分計画 | 木材取扱業者等、港湾運送事業者等、西条市、今治造船株式会社、非鉄金属製造業者等、パルプ製紙加工業者等 |
| 免許の推移 | <ul style="list-style-type: none"> ・ H9.7.18 免許取得 ・ H17.3.15 免許条件変更（埋立土砂種） ・ H19.8.3 竣工期間延長 ・ H24.8.3 竣工期間延長 ・ H27.4.15 免許条件変更（余水吐位置変更） ・ H28.9.28 設計概要変更（消波ブロック／撤去・据付等） ・ H30.5.22 免許条件変更（埋立土砂種） ・ R元.10.11 用途・設計概要変更、区域分割 ・ R2.4.10 竣工認可（1工区）[57,651.19 m²（実測値）] ・ R4.7.26 竣工期間延長 ・ R6.9.17 区域分割（2工区⇒2・3工区） ・ R6.10.4 竣工認可（2工区）[140,367.1 m²（実測値）] |

(5) 用途の変更

処分計画の変更を検討中

3 整備の目的

半導体など世界的に市場規模が急拡大する先端産業分野では、企業は生き残りをかけて新規投資を計画・実施しており、本県でも投資の波に合わせた誘致活動を進めるため、えひめ先端成長産業投資促進奨励金の創設や半導体人材の確保に向けた取組みを強化するとともに、東予港西条地区廃棄物処理・活用用地（西条市ひうち）の整備を加速化し、約30ヘクタールの大規模産業用地及び必要なインフラを整備する。

4 事業方式

本事業の事業方式は、設計・施工一括発注方式（事業者が地盤改良整備の設計、施工等の業務を一括して行う方式をいう。）とする。

5 業務内容

- (1) 本事業に伴う申請等の手続及びその関連業務
- (2) 地盤改良整備に係る設計及びその関連業務（以下「設計業務」という。）
- (3) 地盤改良整備に係る工事及びその関連工事（以下「工事業務」という。）

6 事業期間

事業契約締結の日から令和9年3月15日

7 予定価格（消費税及び地方消費税を除く）

6,448,919,000円

8 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

9 地域経済の振興

本事業は県発注の大規模工事となることから、事業者においては、県内企業や県産品・資材等の活用による地域経済の振興に配慮することが期待される。

第3 事業者の募集等に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札によるものとする。

本事業の入札手続は、次のとおり、（１）一般競争入札参加要件確認（本事業の入札に参加する者（以下「応募者」という。）の参加要件確認）、（２）総合評価（提案内容等の審査）の２段階により実施する。

（１）一般競争入札参加要件確認（応募者の参加要件確認）

一般競争入札参加要件の確認として、第4. 1に規定する応募者が、第4. 2に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。

（２）総合評価（提案内容等の審査）

（１）により一般競争入札参加要件を有すると確認された応募者から提出された入札金額及び提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面によるほか、ヒアリングを通じて行う予定である。

2 本事業の設計及び工事に関する要求水準等

本事業を実施するうえで、事業者が実施すべき業務及び内容は、入札説明書別添資料1「要求水準書」として提示する。

第4 参加要件

1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、設計業務を実施する者1者及び工事業務を実施する者2者又は3者からなる、計3者又は4者の構成員により任意かつ自主的に結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
なお、共同企業体の有効期間は、次に定める期間であること。
 - ア 本事業の契約の相手方となった場合は、当該事業の請負代金の精算払を受けるまでの間
 - イ 本事業の契約の相手方とならなかった場合は、当該事業の契約の相手方が確定するまでの間
- (2) 共同企業体の構成における代表企業とは、当該共同企業体の構成員のうち、当該共同企業体を代表し、入札参加手続等を行う者であって、工事業務を実施する構成員の中で出資比率が最大のものをいう。
- (3) 応募者は、一般競争入札参加要件確認申請書及び必要書類（以下「参加要件確認書類」という。）の提出の際に代表企業及びそれ以外の構成員並びにそれぞれの担当業務を明記すること。
- (4) 応募者の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の応募者の構成員として参加してはならない。

2 応募者の構成員に共通する参加要件

(1) 共通事項

応募者を構成する法人は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- ウ 参加要件確認書類の受付期間の最終日（以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。）から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- エ 応募者の構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
 - (イ) 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団員等又は(イ)に掲げる者がその事業活動を支配する者

オ 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

カ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

（ア）資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合

a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、再生手続が続行中の会社又は更生会社である場合を除く。

b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他の関係

その他（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 次に掲げる本事業に関係する法人又は当該法人との間にカ（ア）の資本関係若しくはカ（イ）の人的関係を有する者でないこと。

商号 日本工営株式会社

所在地 東京都千代田区麴町五丁目4番地

ク 東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ（ア）の資本関係若しくはカ（イ）の人的関係を有する者でないこと。

（2）本事業の設計業務を行う者

設計業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。

ア 知事の審査を受け、「土木関係建設コンサルタント業務」について、令和5・6年度の特定期間契約に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去15年間に、軟弱地盤対策工の設計業務を主契約者として受注した実績を有する者であること。ただし、当該業務については、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム（テクリス）に登録されたものであること。

(3) 本事業の工事業務を実施する者

代表企業はアからキまでの全ての要件を満たし、その他の者はアからウまで及びクからコまでの全ての要件を満たすこと。

なお、構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- ・工事業務を実施する構成員が2者の場合 全体（設計業務を含む。以下同じ。）の30パーセント以上
- ・工事業務を実施する構成員が3者の場合 全体の20パーセント以上

- ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- イ 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について、令和5・6年度の特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。
- ウ 令和4年度又は令和5年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、令和4年度の平均点数又は令和5年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。
- エ 土木一式工事について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（以下「格付け結果通知」という。）（一般競争入札参加要件確認基準日において効力を有する直近の格付けに係るもの。以下同じ。）の格付けがS等級の者であること。
- オ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去1年7か月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の建設工事の種別年間平均完成工事高が、土木一式工事において5億円以上の者であること。
- カ 一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去15年間に、軟弱地盤処理工事（請負金額10億円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上）の土木一式工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）としての施工実績を有する者であること。ただし、当該工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了した工事であること（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）。

なお、当該工事が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

- キ 次の要件を全て満たす監理（主任）技術者を専任で配置することができる者であること。

なお、この公告の工事については、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置は認めない。

（ア）技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目が「建設部

門」に係るものに限る。)に合格した者に限る。)又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(土木工事業に係るものに限る。)の交付を受け、監理技術者講習を修了している者であること。

(イ)一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去15年間に、カに規定する要件を満たす工事に従事した経験(当該工事の工期の2分の1以上を占め、カに規定する内容を施工する期間に従事した経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者又は現場代理人(副現場代理人を除く。)としての従事経験を含む。)を有すること。

(ウ)当該技術者を配置する構成員と一般競争入札参加要件確認基準日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ク 土木一式工事について、格付け結果通知の格付けがS等級又はA等級の者であること。

ケ 直近の経営事項審査の結果通知書の建設工事の種別年間平均完成工事高が、土木一式工事において3億円以上の者であること。

コ キ(ア)及び(ウ)を満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

3 応募者を構成する法人の変更

一般競争入札参加要件確認書類を提出してから契約締結に至るまでの間、共同企業体を構成する法人の変更は認めない。ただし、特別の事情があり、やむを得ないと県が認めた場合は、この限りでない。

4 一般競争入札参加要件確認基準日

一般競争入札参加要件確認基準日は、令和7年3月21日(金)とする。

5 参加要件の喪失

応募者を構成する法人が、第4.2に示す参加要件について、一般競争入札参加要件確認基準日から県が落札者を決定した日までの間において、当該要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者の一般競争入札参加要件を取り消すものとする。

なお、落札者の決定後、事業契約締結までの間において、当該落札者が第4.2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該事業契約を締結しないことがある。

第5 事業者選定のスケジュール等

1 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

| スケジュール | 事業者選定プロセス |
|-----------------------|--------------------------|
| 令和7年2月21日（金） | 入札公告、入札説明書等交付開始 |
| 令和7年3月7日（金）まで | 入札説明書等に関する質問等【第1回】の受付期限 |
| 令和7年3月14日（金） | 入札説明書等に関する質問等【第1回】への回答公表 |
| 令和7年3月18日（火）～3月21日（金） | 参加要件確認書類の受付期間 |
| 令和7年3月28日（金） | 参加要件確認結果の通知 |
| 令和7年4月3日（木） | 個別現場説明会の実施 |
| 令和7年4月4日（金）まで | 入札説明書等に関する質問等【第2回】の受付期限 |
| 令和7年4月10日（木） | 入札説明書等に関する質問等【第2回】への回答公表 |
| 令和7年4月15日（火）～18日（金） | 入札提案書類の受付期間 |
| 令和7年4月18日（金） | 開札日 |
| 令和7年4月下旬（予定） | ヒアリング（プレゼン審査） |
| 令和7年5月中旬（予定） | 落札者の決定及び公表 |
| 令和7年5月下旬（予定） | 仮契約締結 |
| 令和7年7月中旬（予定） | 本契約締結 |

2 入札説明書等の交付

入札説明書等を以下のとおり交付する。なお、入札説明書等は、県のホームページに掲載する。

(1) 交付期間

この公告の日から令和7年3月21日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の8時30分から17時15分までをいう。以下同じ。）

(2) 交付場所

第9.6に掲げる事務局とする。

(3) 留意事項

入札説明書等のうち、参考資料は県のホームページでは掲載しないため、第9.6に掲げる事務局にて交付する。なお、参考資料の交付を受ける者は、入札説明書別添資料3「様式集」（様式1）「参加意思表明書」及び（様式2）「守秘義務の遵守に関する誓約書」を記入のうえ、第9.6に掲げる事務局へ提出したものに限り。

(4) 入札説明書等に関する質問・意見の受付

ア 質問等の方法

質問・意見の内容を分かり易く簡潔にまとめ、入札説明書別添資料3「様式

集」(様式3)「入札説明書等に関する質問書」に従い記入し、提出すること。なお、第2回の質問等は、参加要件の確認を受けた共同企業体の代表企業より提出すること。

イ 受付期間

| | |
|-----|---------------------|
| 第1回 | 令和7年3月7日(金)までの執務時間中 |
| 第2回 | 令和7年4月4日(金)までの執務時間中 |

ウ 提出方法

電子メールで下記宛に提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

オ 入札説明書等に関する質問等に対する回答

提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにしたうえで、質問者のノウハウに関する判断される質問を除き、県のホームページで公表する。

なお、質問者のノウハウに関する判断される質問に対する回答は、公表時期及び公表方法に関わらず、適宜当該質問者に対して通知する。

3 入札参加要件の確認等

(1) 参加要件確認書類の受付等

本事業の入札に参加する者は、以下の手順により、参加要件確認書類を県に提出し、確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年3月18日(火)から3月21日(金)までの執務時間中

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電報及び電送による提出は認めない。なお、郵送の場合は、3月21日(金)17時15分必着とする。

ウ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

(2) 参加要件確認書類の構成等

参加要件確認書類の構成(部数を含む)及び作成要領等については、入札説明書別添資料3「様式集」(様式4から様式6-4まで)を参照のこと。

(3) 参加要件の確認方法

参加要件の確認は、応募者が第4.2に規定する参加要件を満たしているか否

かを確認する。なお、当該確認は、原則として書面によるものとする。

(4) 参加要件確認結果の通知

参加要件確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、令和7年3月28日（金）までに、書面により通知する。

なお、本入札に参加する要件がないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明

ア 入札に参加する要件がないとされた者は、その理由について、県に対して説明を求めることができる。

イ 上記アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、令和7年4月4日（金）までの執務時間中に第9.6に掲げる場所に持参して提出すること。郵送、電報及び伝送による書面は受け付けない。

ウ 上記イに対する回答は、令和7年4月11日（金）までに、書面により行う。

4 個別現場説明会の実施

(1) 目的

広範囲の事業地の軟弱地盤を改良するという特殊性に鑑み、別添資料1「要求水準書」等で示す内容に関して、県と応募者間の十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨及び県の意図を理解し、県がこの趣旨等に沿ったよりよい提案を受けることを目的に、参加要件の確認を受けた応募者を対象に個別現場説明会を実施する。

(2) 個別現場説明会参加申請書等の提出

参加要件の確認を受けた応募者は、その後に実施される個別現場説明会に参加することができる。

希望者は、以下の手順に基づき、個別現場説明会参加申請書等を提出すること。各書類の詳細は、入札説明書別添資料3「様式集」（様式7及び様式8）を参照のこと。

ア 提出書類

(ア) 個別現場説明会参加申請書（様式7）

個別現場説明会への参加を希望する旨の申請書

(イ) 個別現場説明会に関する誓約書（様式8）

応募者間での公平性・透明性の確保に配慮した上で、有益な意見交換を円滑に行うために必要な事項として、後日、応募者に対して通知される実施要領等の内容を遵守する旨の誓約書

イ 受付期間

令和7年3月18日（火）から3月21日（金）までの執務時間中

※参加要件確認書類とあわせて提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電報及び電送による提出は認めない。なお、郵送の場合は、3月21日（金）17時15分必着とする。

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

（3）個別現場説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年4月3日（木）※共同企業体ごとに時間を設定

イ 現場 事業地（西条市ひうち字ひうち西ひうち30番、31番及び32番）

（4）資料の持込み等

対面・口頭による意見交換を原則とする。ただし、相互の意思疎通を円滑に図るために必要がある場合は、応募者が自ら個別現場説明会の場に図面、資料等を提示することは可能とする。

また、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

（5）実施要領等の交付

個別現場説明会に関する実施要領等については、参加要件確認結果通知書とあわせて応募者の代表企業に交付する。

5 入札の辞退

参加要件確認結果通知書の送付を受けた応募者は、第5.6.（6）に示す開札までの間、入札辞退届（様式14）を県に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することで、随時、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

6 入札手続き

（1）入札提出書類の提出

応募者の代表企業は、以下の手順に従い、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した提案書類（以下「入札提出書類」という。）を県に提出する。

ア 受付期間

- ・持参：令和7年4月15日（火）から18日（金）までの執務時間中
ただし、4月18日（金）については8時30分から11時まで
- ・郵送：令和7年4月15日（火）から17日（木）までの執務時間中

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電報及び電送による提出は認めない。なお、郵送の場合は、4月17日（木）17時15分必着とする。

ウ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

(2) 入札提出書類について

入札提出書類の構成（部数を含む）及び作成要領等については、入札説明書別添資料3「様式集」（様式9から様式13、様式15及び様式16）を参照のこと。

(3) 入札提出書類の取扱い

ア 著作権

入札提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、県が公表、展示及びその他本事業に関し必要と認める用途に用いる場合、県は、これを無償で使用できるものとする。また、入札提出書類については、返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(4) 県からの提示資料の取扱い

県が公表等により提示する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 入札に当たっての留意事項

ア 入札書（入札説明書別添資料3「様式集」（様式12））は、直接提出する場合には、任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「宛名（愛媛県）」、「応募者名」、及び朱書きで「東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業に係る入札書在中」の旨を記載すること。郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の表に応募者名を朱書きし、外封筒の表には「宛名（愛媛県）」を記載するとともに、「何月何日開札 東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。

ウ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

エ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

オ 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。

カ 入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

キ 入札には、応募者の代表企業の代表者のみ参加できるものとする。

なお、代理人の場合には、（様式11）委任状（代理人）をあわせて持参すること。

ク 応募者がいないときは、入札を中止するものとする。

- ケ 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- コ 応募者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の応募者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- サ 応募者は、2つ以上の提案を行うことはできない。
- シ 入札提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、当該規定は入札提出書類の審査の過程において、県が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- ス 応募者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（6）開札

- ア 日時 令和7年4月18日（金）14時
- イ 場所 愛媛県松山市一番町四丁目2番地
（愛媛県庁経済労働部会議室（N T T愛媛ビル2棟4階））
- ウ 開札に当たっての留意事項
- （ア）開札は、代表企業の代表者又はその代理人及び入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- （イ）開札会場には、代表企業の代表者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び（ア）の立会職員以外の者は入場することができない。
- （ウ）代表企業の代表者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。
- （エ）代表企業の代表者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札執行事務に関係のある職員に本入札における参加要件確認結果の通知の写しを提出し、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- （オ）代表企業の代表者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。
- （カ）開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格の範囲内であるか否かについて確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を公表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

（7）入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者がした入札
- イ 一般競争入札参加要件確認書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

- ウ 代理権限のない者のした入札
- エ 入札書において入札参加者本人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）のない又は判然としないもの
- オ 代理人が入札する場合、入札書において入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- カ 郵便により入札提出書類を提出する場合において、その送付された入札提出書類が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- キ 入札提出書類の記載事項が不明なもの又は入札提出書類に記名若しくは押印のないもの
- ク 入札提出書類が不足しているもの
- ケ 同一の応募者が2通以上の入札書を提出したもの
- コ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- サ 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- シ 入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札参加者の入札保証金の金額等が、実際の入札金額の100分の5に満たない者又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額に満たない者若しくは保証金額が入札金額の100分の10に満たない者の当該入札
- ス 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札
- セ 予定価格を超える金額で入札したもの
- ソ その他入札に関する条件に違反したとき

第6 応募に際しての留意事項

1 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。

2 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

なお、入札保証金については、入札参加要件の確認後に、愛媛県会計規則第137条の規定に該当するかどうかにより判断し、参加要件の確認結果とあわせて通知することを予定している。

3 本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置

本事業の応募に際し、落札者の決定までの間に、談合等不正行為の事実が発覚した場合には、原則として当該応募者の一般競争入札参加要件を取り消すものとする。また、落札者の決定から、契約締結までの間に不正行為の事実が発覚した場合には、当該応募者と締結しないことがある。更に、契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、契約を解除することがある。

第7 審査及び選定に関する事項

1 審査及び選定に関する基本的な考え方

審査の詳細は、入札説明書別添資料2「落札者決定基準」を参照のこと。

2 検討委員会の設置

事業者選定に際しては、県職員及び学識経験者等の外部委員により構成される「東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。

なお、検討委員会を構成する委員の職氏名は令和7年2月21日（金）に県のホームページにより公表済みである。

3 ヒアリング

県は、提案内容の詳細の確認等を目的として、検討委員会において、応募者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。ヒアリング実施の有無、日時及び方法等については、開札後、応募者の代表企業に対して通知する。

4 審査及び選定結果並びに公表方法

検討委員会における審査及び選定の概要については、県のホームページにより公表する。

5 落札者の決定結果の公表方法

落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに応募者の代表企業に対して通知するとともに県のホームページ等により公表する。

第8 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の締結

県は、落札者となった共同企業体との間で事業契約を締結するものとする。詳細は、入札説明書別添資料4「事業契約書（案）」を参照のこと。

なお、事業契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

(2) 落札者決定後から契約締結までの特記事項

落札者決定後から契約締結までの各種費用負担及び手続き条件等は以下のとおりである。

- ア 落札者としての決定を受けて以降、契約締結までに係る費用は、事業者側の負担とする。
- イ 落札者が契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

2 契約保証金

契約保証金の取扱いは、入札説明書別添資料4「事業契約書（案）」第5条の規定に基づくものとする。

第9 その他本事業の実施に関する事項

1 落札者に対する「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」及び「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」の適用

落札者は、参加要件確認期間中に「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」又は「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」に基づく入札参加資格停止を受けていた場合は、各要綱に基づき別途措置が講じられることがある。

2 愛媛県の競争入札参加資格に関する問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理局行政経営課 TEL：089-968-2294

3 応募者を構成する法人の名称の公表

県は、開札後、応募者を構成する法人の名称を公表することができるものとする。

4 本事業に係る情報の提供方法

審査の結果その他本事業に係る情報の提供は、適宜、県ホームページ等を通じて行う。

5 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における参加要件の確認その他の手続きに関しては、「特定調達に係る苦情処理手続要綱」（平成8年4月愛媛県告示第2号）により、愛媛県特定調達苦情検討委員会（連絡先：愛媛県出納局会計課用品調達係、TEL：089-912-2156）に対して苦情を申し立てることができる。

6 本事業の事務局及び問い合わせ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課

所在地：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目2番地 NTT愛媛ビル2棟3階

郵送先：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL：（直通）089-912-2260 / （代表）089-941-2111 内線2474

FAX：089-912-2259

電子メールアドレス：kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/99622.html>